

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推5番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、11月12日に大久保博司委員と現地調査しましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字下名栗字新シ地内にある畑1筆、671㎡です。</p> <p>譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、キュウリ、ナス、ダイコンなどの露地野菜を作付けするということです。</p> <p>また、通作については、自宅から徒歩1分以内の場所ということです。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は飯能市在住であり、このたび自宅に隣接する農地にて、農業経営を開始したく申請するものでございます。</p> <p>譲受人の農作業の経験については、7年の経験があります。</p> <p>譲受人からはキュウリやナス、ダイコンなどの作付け計画が提出されております。</p>

また、通作に関してですが、徒歩1分以内ですので問題はありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和7年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、農作業機械については特に所有しておりませんが、基本的に手作業で行い、近所の方に必要な時に借りながら作業を行う予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大久保博司委員、何かございますか。

10番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8番

土壌改良を行わず、農地として使用できますか。

事務局

重機で樹木を抜根しており、農地として使用するために必要な整備をしております。

7番

労力総数及び稼働総数が2とご報告がございましたが、どなたでしょうか。

事務局

申請人本人及びその妻です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請

の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局長

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推5番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、11月12日に大久保博司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上名栗字津辺曾地内にある畑3筆、232.61㎡です。

農地の現況ですが、農地法違反があった物置などは、是正がされてきました。しかし、市道から自宅へ進入するスロープについては、市道から自宅まで勾配があるため、農地の状態に是正することによって、宅地への進入が困難になるなど、現状の生活が脅かされるため、現状のままとなっています。

駐車場への進入路の適正な状態にするため、農機具置場の設置、車の駐車場スペース、転回スペースの確保するために、農地転用許可申請をするものです。

また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えられます。

以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。

申請人は、昭和27年に生まれてから現在まで現住所地で生活しています。今回は、宅地を拡張し宅地への進入路を新設することと農機具置き場及び駐車スペースや転回スペースの設置を計画しております。

申請者が自動車を運転するにあたり、年齢が73歳と高齢なので、後退時に物に接触しそうになる等の危険を未然に防ぐため、今回の計画では余裕を持った転回スペースを確保しております。また、新設する車庫については、農業用の軽トラックと自家用の軽自動車を駐車する場所として予定しているために今回農地法第4条による申請をするものです。

申請年月日は令和7年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目の資金調達計画として、造成費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請がされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大久保博司委員、何かございますか。

10番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何か

	ご意見、ご質問等ございますか。
2 番	市道から自宅への行き来の際、申請地を利用していたのでしょうか。
事務局	そのとおりでございます。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の整理番号 4-1 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
事務局	それでは、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-1 について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 3 番	議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-1 について、11 月 19 日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下赤工字長石須地内にある畑 1 筆、415㎡です。 農地の現況は、樹木が伐採抜根されており、保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、さいたま市の賃貸住宅に家族3人で居住をしております。

申請人は、飯能市の中でも自然環境が豊かで山や川がある土地で、子供が通える学校が近くにある飯能市で生活することを希望し、更にコンビニやドラッグストアが徒歩圏内にあるという条件で土地を探しておりました。原市場地区で宅地となっている場所（下赤工）についても検討しましたが、土地の面積が約99㎡と狭いため断念した経緯もあり、当該地を選定し住宅を建築したく申請するものです。

また、土地の利用計画については、夫婦それぞれが通勤するにあたり自動車を使用することや、来客用の駐車場として合計3台分の駐車スペースを確保する必要があるものとしております。

申請年月日は、令和7年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことではないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司委員より何か意見を預かってい

	ますか。
推3番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	申請地の周辺の地目について教えてください。
事務局	申請地の周辺の地目についてですが、宅地や雑種地です。1筆は農地となります。
推7番	申請地周りの道路幅員を教えてください。
事務局	道路の幅員は4mとなります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可するべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【質問なし】
議長	なしとのことですので、次に、その他に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を江原良弘会長から申し上げます。

会長

以上をもちまして、令和7年11月飯能市農業委員会総会を閉会します。